

## 令和3年度 第1回大島町農業委員会総会議事録

令和3年度定例大島町農業委員会が、令和3年4月26日（月）午前10時より大島町役場3階第3会議室にて開催された。

## 1、農業委員会委員は、次の通り

- |        |        |         |        |         |
|--------|--------|---------|--------|---------|
| 1、土屋茂  | 2、春木望  | 3、五十嵐初代 | 4、小坂一雄 | 5、山本政一  |
| 6、向山吉昭 | 8、笠間隆夫 | 9、新保鐵雄  | 10、中拂晶 | 11、中村富長 |

## 2、農地利用最適化推進委員は、次の通り

- |        |        |        |
|--------|--------|--------|
| 1、吉田義孝 | 2、澤田波夫 | 3、橋爪重徳 |
|--------|--------|--------|

## 3、欠席委員(農業委員・農地利用最適化推進委員)

農業委員 4、小坂一雄 農地利用最適化推進委員 なし

## 4、出席職員は次の通り

中田太 産業課長  
大原昭仁 農業係長  
本間百展 主事

## 5、付議された案件

- 日程第1：「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」及び、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」について  
日程第2：農地の権利移動の許可について  
日程第3：農地の転用のための権利移動の許可申請に係る意見について  
日程第4：その他

## 6、本日の書記は次の通り

主事 本間百展

土屋議長 それでは、令和3年度第1回大島町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は10名中9名、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。なお推進委員の方は3名中3名参加して頂いています。それでは、本日の日程につきましてお諮りいたします。お手元に配布している日程表のとおりといたしますがご異議ございませんか。

(～異議なしの声 多数～)

異議なしと認めます。大島町農業委員会規則第41条に規定する議事録署名委員は8番委員と9番委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局の本間氏を指名いたします。それでは、日程第1「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」及び、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局(本間) 日程第1「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」及び、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」についてになります。事務局よりご説明いたします。1ページ目からになります。別紙様式2の令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価に基づき、記載しております。このような状況のため、あまり時間を要することは避けたいと思います。皆様読んできていただいているかと思っておりますので、割愛させていただきます。9ページからですが、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画を設定いたしました。こちらも毎年行っているもので、お分かりいただいているかと思っております。目標のほうも、達成目標については変わらない数値で設定しております。こちらも皆様毎年のごことですし、読んできていただいているかと思っておりますので、内容は特に読み上げません。訂正等あれば、お聞かせいただければと思いますが、読んで何か気づいた方はいらっしゃいますか。

向山委員 令和3年4月1日現在で、耕地面積が296ヘクタールになっていますね。ですが、場所によって4ページですと現状340ヘクタールとなっています。この違いは何でしょうか。

事務局(本間) 1ページ目の耕地面積は作付面積統計における耕地面積を記入しております。ですので、耕地面積は基本的に統計が変わらない限り同じになります。4ページ目の管内の農地面積は、下の米印1番になるのですが、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の面積の合計となるので、要は耕作している面積と遊休農地の面積を足した数値となるため、こちらの方が大きくなります。1ページ目の方は、実際に耕作している面積となります。4ページ目の方は、遊休農地が入っておりますので、遊休農地を解消すれば、実際に活用できるであろう面積が記載されております。

土屋議長 他にこの件につきまして質問はございますか。はい、10番。

中拂委員 1ページ目の農業就業者数が106と記載されていますが、総農家数は143と記載されています。こちらの数の違いは何でしょうか。農業者数というのは販売農家数の農業者ということでしょうか。

事務局(本間) 総農家数というのはセンサスに基づいた農家数になるのですが、自給的農家数と販売農家数を合わせた数字になります。自給的農家の最低限の基準というのはすぐにお答えできないのですが、要は販売していない、販売していても数万円の稼ぎがあるぐらいの方たちになります。

中拂委員 では、106という数字は販売農家数の人数だと思えばよろしいでしょうか。

事務局(本間) はい。そのように考えていただければと思います。

中拂委員 分かりました。

- 土屋議長 その他、ご意見はございますか。このまま提出しますが、よろしいですか。それではこの件につきましては、これで終了いたします。続きましては日程第2、「農地の権利移動の許可について」議案第1号を上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局(本間) 日程第2、議案第1号になります。12ページからになります「農地の権利移動の許可について」議案第1号をご説明いたします。申請人及び買受人は□▲番地、○○、▲歳。売渡人は□▲-▲-▲、○○、▲歳。申請地は□▲-▲、面積は▲平方メートルでございます。申請事由ですが、買受人である○○は、売渡人である○○より申請地を有償にて取得し、野菜を栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしましては、常時従事者1名です。労力状況といたしましては、労働力男1名。既存の農業機械等は、耕運機2台、軽トラック1台です。次のページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□から、□方面に▲メートルほど進み右折、道なりに▲メートルほど進んだ進行方向左手に位置します。次のページをご覧くださいますと、申請地の公図となります。以上となります。
- 土屋議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。はい、6番。
- 向山委員 議案第1号、○○からの農地の権利移動の許可申請についての補足説明をいたします。令和3年4月20日火曜日、地元委員である私と中村さん、事務局の本間さん、申請者である○さんの奥さんの計4名で、申請地の現地確認調査・見回りをいたしました。その結果、2委員とも申請通り異議なしと認めましたので、各委員の方々もよろしく願います。申請地は農振畑で、北側は農振畑、東側も農振畑、南側は農振畑及び宅地、宅地というのは○○さんの家です。西側は雑種地及び山林となっております。申請地内の周りは、樺の大木に覆われる防風林となっております。地内は住宅1棟、倉庫1棟が建っており、その他は雑木が茂っております。地内は平らで、日照時間も長く、海岸から離れておりますので、塩害も考えられません。家庭用農業用の水道も完備されております。土手になっておりますので、近隣への土砂、雨水の流出も考えられません。少しずつ伐採・開墾後、野菜類を栽培するとのこと。昨年の農地利用状況調査では、荒廃Bとなっております。申請地は長い期間にわたって耕作放棄地となっておりますので、放棄地の解消に繋がるとお思いますので、よろしく願います。場所は先ほどの事務局の説明通りです。以上、補足説明を終わります。
- 土屋議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決いたします。日程第2、議案第1号「農地の権利移動の許可について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
- (～全員 挙手～)
- 全員賛成ですので、議案第2号については、原案のとおり承認いたします。続きまして日程第3、「農地の転用のための権利移動の許可申請に係る意見について」議案第2号を上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局(本間) 日程第3、「農地の転用のための権利移動の許可申請に係る意見について」15ページからになります。申請人及び譲受人は□▲番▲、○○。譲渡人は□▲丁目▲番▲号、○

○。申請地は□▲番▲、面積は▲平方メートルでございます。申請事由ですが、譲受人である○○は、工務店を独立するにあたり、今回、申請地を売買により所有者である○より取得し、作業場を建設するというものです。申請地の農地区分といたしましては、農業振興地域以外の農地であり、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれにも該当しないことから、第2種農地と判断されます。次のページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□から坂を上り、▲メートルほど道なりに進んだところを右折し、▲メートル進んだ進行方向右手になります。次のページをご覧くださいますと、申請地の公図となります。さらに次のページをご覧くださいますと、転用計画図となります。以上となります。

土屋議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。はい、9番。

新保委員 令和3年4月22日午後から、私と山本さん、春木さん、事務局の計4名で、現地を視察して参りました。現地は道を挟んで一段少し高くなっております。南側は雑木林のようになっております。東側は竹藪が全体的に繁茂しております。北側は住宅地となっております。西側は道路に面しており、道路を挟んだ下側が今回購入された○○さんの住宅のすぐ近くとなります。建てるにあたっては竹がすごいので、ユンボ等で竹の根を取らないと直には建たない気がいたします。場所的には日当たりはいいですが、作業をしないと実際すぐに建つような状況ではございません。とりあえず説明は以上です。

土屋議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決いたします。日程第3、議案第2号「農地の転用のための権利移動の許可申請に係る意見について」原案のとおり許可を相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(～全員 挙手～)

全員賛成ですので、議案第3号については、原案のとおり許可を相当とし、東京都へ進達いたします。続きまして日程第4、「その他」についてですが、事務局から何かありますか。

事務局(本間) 日程第4、「その他」になります。3月29日、○○さんより辞任届が出されました。農業委員会等に関する法律によると、委員等の辞任においては、各市町村長及び農業委員会の総会で同意を得ることとなっております。つきましては、農業委員会のこの場を以て、決議を取らせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

土屋議長 この件につきまして、何かご意見のある方はいらっしゃいますか。はい、6番。

向山委員 ○委員の辞任願についてのお話をしたいと思います。○委員本人は考えに考え抜いての結論かと思っておりますので、本人の意思を大事に尊重したいと考えております。つまり価値観を認めたいと思います。世間でもよく風評や噂、誹謗中傷が飛び交っています。私の考えなのですが、辞任届を出すことで精神的・肉体的に少しは楽になったかどうかは分かりませんが、○委員らしくケジメ、区切りと腹を括る、漢気を実行したのだと思います。世間も○委員の漢気を認めると思います。但し、我々は一寸先は闇、一秒先は誰もが予想・予測もつきません。今回の南部地区での新型コロナウイルスのクラスターは、○委員がどうこうではなく、全員が被害者だと思っております。このようなことなので、私は

辞任を同意しない方向にした方がよいと思っておりますので、各位の方々もよろしくお願ひいたします。先ほど事務局が説明した通り、農業委員会の規則では、市町村長及び農業委員会の同意がなければ辞任することはできないとなっております。その点いつ我々がそのような状態になるか分かりませんので、この辞任届は同意しないという形がいいかと思いますが、皆さんいかがでしょうか。よろしくお願ひいたします。

土屋議長  
中村委員

この件につきまして、発言のある方いらっしゃいますか。はい、11番。  
向山委員が言ったように、彼はPCR検査を受けてから大島に帰ってきて、普通の農業作業を行っております。それなりの実績もありますし、漢気でそのような形になったのかもしれないですけれども、このような要職に就いている以上、そのように思ったのかもしませんが、私らも日頃、人と接触しないように元気にやっておりますので、できればこのまま農業委員を継続してもらった方がいいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

土屋議長  
山本委員  
向山委員  
事務局(本間)  
山本委員  
笠間委員

他に意見はございますか。はい、5番。  
辞任の理由というのは、コロナの影響でしょうか。  
それは個人的な理由ですので、なかなか突っ込みにくいですが。  
辞任届には一身上の都合と記載されております。  
理由ははっきりしないのですか。  
理由は詮索しなくてもいいのではないのでしょうか。この委員会で○委員が必要かどうか、辞めさせてもいい方なのか、辞めさせてはいけない方なのかを考えて結論を出した方がいいかと思ひます。

土屋議長  
向山委員

他に意見はございますか。いろいろ意見を言っただいて。  
個人的には我々も□の地区ですが、やはり1名減ればそれなりに負荷がかかりますので、そのままいていただきたいです。農地利用状況調査にしても、現地確認にしてもね。

五十嵐委員  
土屋議長  
春木委員

実績のある方ですし、やはりいていただいた方がいいかと思ひます。  
それでは決を採ってもよろしいでしょうか。はい、2番。  
一言いいですか。噂だと奥さんが病気になって、東京に入院させるからだと聞いています。自分の奥さんの体が悪いのに、東京に行けないというのは、人間としても、夫婦としても失格でしょう。これは結局コロナが流行っている以上、仕方のないことだと思ひます。

中村委員  
春木委員  
中村委員

だからどうしろって言うの。  
だから、辞任しないでそのまま継続していただきたいということです。  
先ほど五十嵐委員が言ったように、それなりの実績もあるし、向山委員の言ったように、□はそれなりに範囲も広いし、やはり○委員も農業委員の中での色々な実績もあり、別に彼が何か手落ちがあったというわけではないので、是非続けていただきたいと思ひます。

土屋議長

他に意見はございますか。それでは決を採ります。こちらにつきまして、事務局からその場で出ましたけれども、○委員の辞表を認めるか、認めないか。認めない方に賛成の方は挙手をお願ひいたします。

(～全員 挙手～)

全員賛成ですので、認めないということではよろしいですね。それでは、町のほうに農業委員会からは認めないということで通達お願いいたします。

事務局(本間) はい、ありがとうございます。

土屋議長 よろしくをお願いいたします。

事務局(本間) ということですので、○委員の辞表につきましては、農業委員会は同意しないということで本人に連絡させていただきます。

土屋議長 よろしくをお願いいたします。他に「その他」ございますか。

事務局(本間) 2枚紙を置かせていただきましたが、活動推進要領令和3年度の現在の活動、農業委員会はこのような推進を図ってくださいという内容と、農業会議が作ったパンフレット、農業委員会はこのような活動をしているというものを窓口に置いておきますので、こちらを見て地域の農業者の方が来たりするかと思いますので、自分たちが何を行っているのか再確認していただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

土屋議長 他に「その他」ございますか。はい、9番。

新保委員 ちょっと可能かどうか分からないのですが、農地調査と現況調査で現地に赴いたりするのですが、私どもだけではなく支庁さん等が来ていただいたりもします。その際に先方から名刺を出してくれたりするのですが、我々は名刺自体持っておりませんので、名前を名乗るだけで済んでしまっているのが現状です。可能なら、農業委員さん、推進委員さん含めて名刺というのは作れるものなのか、お聞きしたいです。

事務局(本間) 皆様には名刺はお渡ししているかと思うのですが、もらってないようでしたらもう一度作らせていただきます。来月までには用意します。

土屋議長 他に「その他」ございますか。特にないようですので、特にないようですので、これをもちまして第1回大島町農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

この会議録は書記が調製したもので、その内容については相違ないことを認め署名する。

大島町農業委員会

委員

大島町農業委員会

委員